

東山区選挙管理委員会告示第21号

平成22年12月3日京都市条例制定請求代表者村山祥栄ほか5名の提出した京都市条例制定請求者署名簿に関し、その縦覧期間内において、地方自治法第74条の2第4項の規定による異議申出がなく、かつ、その結果有効署名の総数は次のとおりです。

平成22年12月28日

東山区選挙管理委員会
委員長 多田芳一

有効署名の総数 487

(東山区選挙管理委員会事務局)